

令和8年度外債取引等管理システムの更改に係るハードウェア等、設計・開発及び保守業務(バックオフィス機能)調達仕様書 (意見招請)

調達仕様書		意見	意見等の理由	回答
ページ番号	章番号			
4	1.7	フロントミドルオフィス機能構築事業者に起因するインターフェース仕様変更に伴い追加作業が必要となった場合、本契約範囲外での対応となる認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いしますでしょうか。		10.その他特記事項(4)に記載のとおり、ご意見いただいたような事象が発生した場合には、受注者と財務省にて協議の上、調整を行うこととしております。
4	1.7	文末に以下の文章を追加し、責任分界点を明確にすべきと考えます。認識相違ない場合はその旨の追記をお願いしますでしょうか。 本調達は、フロントミドルオフィス機能、データマネジメント機能、データセンタ・ネットワーク回線運用業務がそれぞれ別途調達されるマルチベンダー構成であることを踏まえ、各事業者の責任分界に基づき役割を明確にした上で業務を実施するものとする。 他事業者に起因する仕様変更、遅延又は障害等が発生した場合には、当該事由の帰責を整理の上、財務省および関係事業者間で協議し、対応方針を決定するものとする。		入札公告時に閲覧可能となる作業分担表において、各事業の作業範囲が明示されますので、追記はいたしません。
4	1.7	「バックオフィス機能がフロントミドルオフィス機能の標準仕様に合わせる」という記載について、フロントミドルオフィス機能の標準機能として、本調達の受託者が準備予定の製品では実現できない機能を求められることはなく、本調達仕様準じた機器であれば実現可能である認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いしますでしょうか。		事業者の方には、入札公告で閲覧可能となる機能要件を満たす製品をご用意いただくことを想定しており、不足があれば要件を満たす対応をお願いすることになります。
5	1.7	バックオフィス機能のセキュリティ要件に基づき設計・設定を行います。同様の設定をフロントミドルオフィス機能及びデータマネジメント機能へ反映する認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いしますでしょうか。		ご認識のとおりです。 他方で、ご意見いただいた内容は現在の仕様書でも充足しているため、追記はいたしません。
5	1.7	「導入済の当該仕様」については、仕様書別紙等で公開されますでしょうか。あるいは、本調達の作業開始後すぐに開示いただける認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いしますでしょうか。		ご意見を踏まえ、受注者の方に仕様を開示する旨を追記いたします。
6	1.7	機器(ハードウェア・ソフトウェア)の範囲について、確認いたします。当方の理解はExcelシート「機器の調達範囲」に表形式で整理いたしました。記載の内容で相違ないでしょうか。		通常時用DC及び災害用時DCにおけるフロントミドル機能に係る機器等については、「設置」作業が調達範囲に含まれます。P6図2「調達の範囲」をご参照ください。
6	1.7	「※設置のみ」と記載されている赤点線の範囲について、以下の記載内容で相違ないでしょうか。 ・当該ONUは、設置のみが本調達の対象に含まれる ・当該ONUの設定及び保守は、本調達の対象外である ・フロントミドル機能と連携するためのインターフェース機能の構築は、本調達の対象に含まれる ・フロントミドル機能のAP・DBサーバ・ストレージ等(設置を含む)は、本調達の対象外である		下記の3点につきましては、ご認識のとおりです。 ・当該ONUは、設置のみが本調達の対象に含まれる ・当該ONUの設定及び保守は、本調達の対象外である ・フロントミドル機能と連携するためのインターフェース機能の構築は、本調達の対象に含まれる  下記の点につきましては、前問と関連しますが、「設置」作業のみが調達範囲に含まれます。AP・DBサーバ・ストレージ等の発注及び保守は調達範囲に含まれません。 ・フロントミドル機能のAP・DBサーバ・ストレージ等(設置を含む)は、本調達の対象外である
6	1.7	バックオフィス機能のAP・DBサーバ、ストレージ等が下方および右方向のONUへ赤線で接続されている点について、以下の記載内容で相違ないでしょうか。 ・当該赤線は、バックオフィス機能のAP・DBサーバ、ストレージ等から当該ONUへの物理結線を示している ・当該結線に係る回線の準備のみが本調達の対象に含まれる ・上記に関連する機器の構築、設定及び保守は本調達の対象外である		下記の点につきましては、ご認識のとおりです。 ・当該赤線は、バックオフィス機能のAP・DBサーバ、ストレージ等から当該ONUへの物理結線を示している  下記の点につきましては、回線の準備だけでなく、配線の接続作業も含まれます。 ・当該結線に係る回線の準備のみが本調達の対象に含まれる  下記の点につきましては、本調達の対象に含まれます。P4、1.7「調達の範囲」をご参照ください。 ・上記に関連する機器の構築、設定及び保守は本調達の対象外である
6	1.7	通常時執務環境(GSS)の端末について、以下の記載内容で相違ないでしょうか。 ・通常時執務環境(GSS)における端末は、本調達の対象外である		ご認識のとおり、本調達の対象外です。GSS端末につきましては、財務省側で用意いたします。

6	1.7	左記の図にある調達範囲において以下の仕様の提示をお願いします。 ・バックオフィス機能:CPU、メモリ、ストレージ容量についてご教授ください。 ・運用端末:CPU、メモリ、ストレージ容量についてご教授ください。	コストや選定機器/サービスのサイジングを行うため。	現時点にて想定している仕様を以下のとおり提示いたしますが、入札公告時の非機能要件にて改めてご確認いただけるようお願いいたします。  【バックオフィス機能】 ・CPU:x86_64 アーキテクチャのサーバー向けプロセッサ - 物理24コア相当以上 - 提供時点で現行世代または1世代前以内 ・メモリ:256GB以上 - 将来的に512GB以上への拡張が可能であること ・ストレージ:SSD - 冗長構成(RAID または同等) - 有効容量 900GB以上  【運用端末】 ・CPU:intel Core i5 以上 ・メモリ:16GB 以上 ・SSD:500GB 以上。本提案のパッケージが利用する容量以外で500MB以上の空き容量があること(※NVMe及びOPAL2.0対応が望ましい)
6	1.7	左記の図にある調達範囲において各拠点に設置する運用端末とファイアウォールに関しては別調達である「令和8年度外債取引等管理システムの更改に係るデータセンター・ネットワーク回線提供及び運用業務」に含まれる方が良く考えます。	本調達の調達範囲が別調達の提供範囲を跨いでしまう場合、障害時の切り分けや復旧における手順が複雑となります。また、環境が変更になる場合、設定変更や運用において複数の事業者の協力が必要となるため、作業が増えてまいります。	ご意見いただいた調達範囲につきましては、責任分界点、障害発生時の切り分け等の調整コストも考慮した上で設定しております。また、複数の機能を備える関係上、運用においては複数事業者の方にご協力いただくことは、避けられないものをご認識いただけますと幸いです。
6	1.7	左記の図にある調達範囲において「※設置のみ」という赤枠で図示されている箇所がありますが、当該部分のバックオフィス調達側で準備すべき機器および回線などの提供内容や作業実施内容を開示していただけないでしょうか。	提供範囲と作業範囲を明確にし、適切なコストを計算するため。	当該部分につきましては、バックオフィス機能事業者側では「搬入・設置」のみをご実施いただけますので、機器類の調達等は不要です。なお、詳細な作業負担につきましては、入札公告時に閲覧可能となる作業分担表にて提示いたしますので、ご確認いただけるようお願いいたします。
6	1.7	5ページの「※4」において、「ネットワーク機器類については、フロントミドルオフィス機能、バックオフィス機能及びデータマネジメント機能で共用するものを本調達の対象とする」との記載があるが、一方で、6ページ「図2 調達の範囲」の記載内容においては、当該ネットワーク機器の記載が明示的ではなく、ネットワーク機器の構成および調達範囲に関して解釈に差異が生じるおそれがある。 具体的には、DC内においては、本調達に含まれるネットワーク機器類をハブとして、フロントミドル機能、バックオフィス機能、データマネジメント機能、およびネットワーク回線のCEルータ/ONUが通信するものと想定するが、このように解釈されないおそれがある。 このため、DC内のネットワーク機器の構成および調達範囲が明確となるよう、記載内容の整理をご検討いただきたい。  また、同図において、ネットワーク回線の境界に位置する機器として、DCではONUのみ、各拠点ではCEルータのみの記載となっているが、通常はCEルータおよびONUをともに設置する構成が想定される。この点についても誤解が生じないよう、記載内容の整理をご検討いただきたい。		本調達におけるネットワーク機器類をハブとして、別調達である各拠点のCEルータ及びONUが通信することを想定しております。いただいたご意見を踏まえ、各拠点の通信機器を「CEルータ/ONU」と統一すべく、図2を修正いたします。
6	1.7	5ページの「※4」において、「ネットワーク機器類については、フロントミドルオフィス機能、バックオフィス機能及びデータマネジメント機能で共用するものを本調達の対象とする」との記載があるが、本調達において必要とされるネットワーク機器の要件については、「非機能要件一覧(バックオフィス機能)」等において明示されたとの理解でよいか。 なお、バックオフィス機能以外の機能において、アプリケーションレベルの非機能要件(レスポンスタイム等)が明示された場合であっても、他調達のアプリケーションに関する事項であることから、機器レベルで必要となるスペックの特定は困難であると想定される。 本調達にあたっては、機器レベルの処理性能、帯域、冗長構成等の明示が必要と考えており、記載内容の整理をご検討いただきたい。		本調達において求められる帯域・冗長構成については、入札公告時に閲覧可能となる非機能要件に記載いたしますので、そちらをご参照いただければ幸いです。
7	1.8	昨今の調達状況を踏まえると、機器等の調達に係るリードタイムについては、一般的に半年程度を要するケースが多く、構成・供給状況によってはそれ以上となる可能性がある。また、機器納入後の環境構築等についても、相応の期間を要することが想定される。 本調達においては、要件定義後に機器調達を実施する想定と理解しているが、提示されているスケジュール案では、総合テストをオンプレミス環境で実施する前提とした場合、要件定義後から総合テスト開始までの期間において、機器調達および構築に係る期間(総合テスト前にオンプレミス環境で行う基盤系テストの期間も含む)が十分に確保されているとは言えず、当該期間内にこれらを完了することは困難と見込まれ、実現性に懸念がある。 このため、機器調達に係るリードタイムおよび構築期間を踏まえたスケジュールの見直しをご検討いただきたい。		機器調達に係るリードタイムについては、昨今の市場環境を踏まえ一定の理解をいたしますが、本件は外債取引等管理システムのバックオフィス機能に係る調達であり、現行契約期間および令和10年1月の稼働開始予定との整合上、リリーススケジュール自体を後ろ倒しすることは困難と考えます。  また、本調達は取引量や利用時間帯の変動に応じて性能要件を大きく見直す性質のものではなく、むしろ稼働開始時期を確実に遵守するため、非機能要件のうち優先度の高い事項を明確化し、構成・機器選定・調達方式の工夫によりリードタイムを確保していただくことが適当と考えます。  したがって、現行の稼働開始予定を前提として、機器調達リスクを織り込んだ実現可能な構成案・代替案を早期に提示いただき、リリース日程に間に合わせる方向でご対応いただきたいと思いますと考えております。
9	3.2	左記の記載箇所において、機能要件に係る資料については「閲覧・交付要領」に則り交付するとありますが、入札公告が出てからの提示されるのでは入札までに検討が間に合わない場合があります。もっと事前に開示していただけないでしょうか。	入札参加を断念する可能性を減らすため。	大変恐れ入りますが、機微情報を含む関係上、入札公告前の開示はしておらず、入札公告時に秘密保持契約を結んだうえで、閲覧していただくこととなります。
11	4.1.1	5頁 1.7 ※2:行政 LAN 及び行政 LAN 端末 PC 等一式は、令和9年度(2027年度)中に GSS(ガバメントソリューションサービス)へ移行予定である。  上記を受け、全体計画書作成及び合意後にGSS接続要件が変更になった場合で、かつ機器の追加調達が必要になった場合は本調達範囲外の認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いできますでしょうか。		10.その他特記事項(4)に記載のとおり、ご意見いただいたような事象が発生した場合には、受注者と財務省にて協議の上、調整を行うこととしております。

11	4.1.1	フロントミドルオフィス機能との接続、GSS との接続等実作業は、本調達に含まれない認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いします。		本調達に含まれておりますので、追記はいたしません。
12	4.2.2	標準機能で未対応の場合であっても、カスタマイズでの対応が可能であれば業務要件を満たす認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いします。		ご認識のとおりです。 他方で、ご意見いただいた内容は現在の仕様書でも充足しているため、追記はいたしません。
15	4.3.6	データ移行対象については、機能要件一覧で公開される認識ですが、現時点参考になる情報を提供いただくことは可能でしょうか。可能な場合は、その旨の追記をお願いします。		移行対象データにつきましては、入札公告時に秘密保持契約を結んだうえで、非機能要件を閲覧いただくことで、ご確認いただけます。機微な情報であるため、現時点でご提供することはできません。
17	4.4.5	「財務省が交付する「非機能要件一覧(バックオフィス機能)」の保守要件に示す障害発生時保守作業(報告、原因調査、アプリケーションプログラムの修正等)を行うこと。」について、非機能要件一覧が公開されていませんが、保守対象範囲は本調達機器、機能に限るものであり、切り分けの結果他事業者の機器、機能に起因する障害であった場合には本調達の受託者の保守対象範囲外となる認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いします。		10.その他特記事項(4)に記載のとおり、ご意見いただいたような事象が発生した場合には、受注者と財務省にて協議の上、調整を行うこととしております。
18	4.4.6	休日・夜間に実施されるBCP訓練対応については、事前協議の上で実施日程を決定し、運用計画書・保守作業計画書へ記載した後に合意して運用を実施する認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いします。		ご認識のとおりです。 他方で、ご意見いただいた内容は現在の仕様書でも充足しているため、追記はいたしません。
18	4.4.8	文末に以下の文章の追加は可能でしょうか。可能な場合はその旨の追記をお願いします。 なお、本改修等の作業については、緊急性および業務影響度を踏まえ、財務省と協議の上で優先順位を整理し実施するものとする。当該工数枠を超過する改修が必要となる場合には、別途協議の対象とする。		ご認識のとおりです。当該内容につきましては、4.4.8(1)に記載がございますので、追記はいたしません。
18	4.4.8	「10人月程度を年間工数枠」というのは、年間1,600時間程度の工数を見込むことという解釈でよろしいでしょうか。	10人月×12か月という計算式ではないことの確認をするため。	ご認識の通りです。
27	5.2	左記に関しては厳しすぎと思われるため、以下の内容のように条件を緩和できないでしょうか。 他の省庁で本調達と同規模以上の調達において記載されている内容となります。 (1) 統括責任者は以下の条件を満たすこと。 ① 情報処理業務(システム開発・運用保守等)に係る経験を10年以上有すること。 ② システム開発・導入に係るプロジェクト管理の経験を5年以上有すること。 ③ 次のいずれかに該当すること。 ・国家資格の技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有する者。 ・情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者。 ・上記のいずれかの試験合格者・資格保有者等と同等の能力を有することが、経歴等において、明らかなる者。	適切な要員の選定のため。	いただいたご意見を踏まえ、統括責任者に求める要件を下記のとおりといたします。 (1) 統括責任者は以下の条件を満たすこと。 ① 情報処理業務(システム開発・運用保守等)に係る経験を10年以上有すること。 ② システム開発・導入に係るプロジェクト管理のPM経験が5年以上有すること。 ③ 現行システムと同程度の規模や難易度のプロジェクト管理経験を有すること。 ④ 次のいずれかの資格要件を満たすこと。 ・情報処理推進機構が認定する「プロジェクトマネージャ試験」の合格者 ・米国プロジェクトマネジメント協会が認定するプロジェクトマネジメントに関する国際資格「PMP」の資格保持者
28	5.2	左記に関しては厳しすぎと思われるため、以下の内容のように条件を緩和できないでしょうか。 他の省庁で本調達と同規模以上の調達において記載されている内容となります。 ② 保守を担当するリーダー (ア) 以下のいずれかに該当すること。 ・ITIL Foundationを取得していること。 ・「経済産業省のITスキル標準V3」の「ITサービスマネジメント(スキルレベル3)」相当を有すること。 (イ) 国、地方自治体、民間金融機関等の業務に関するシステムの運用保守支援について、3年以上の経験を有すること。 (ウ) 現行のバックオフィス機能に適用しているパッケージソフトウェア、もしくは同等の機能を有するソフトウェアの導入実績を有すること。 (エ) 現行システムと同程度の規模や難易度のシステム運用保守経験を有する者。	適切な要員の選定のため。	いただいたご意見を踏まえ、保守を担当するリーダーに求める要件を下記のとおりといたします。 ② 保守を担当するリーダー (ア) 国、地方自治体、民間金融機関等の業務に関するシステムの運用保守支援について、3年以上の経験を有すること。 (イ) 現行のバックオフィス機能に適用しているパッケージソフトウェア、もしくは同等の機能を有するソフトウェアの導入実績を有すること。 (ウ) 現行システムと同程度の規模や難易度のシステム運用保守経験を有すること。 (エ) 次のいずれかの資格要件を満たすこと。 ・情報処理推進機構が認定する「ITサービスマネージャ試験」の合格者 ・PeopleCertが認定する「ITIL4 Foundation」の資格保持者
32	7.2	「外債取引等管理システム支援事業者と調整の上、行うこと。」の「行うこと」について、「情報及び修復用のディスク等の提供を行うこと」であり、修復等の実作業については本調達の受託者の作業範囲外という認識ですが、認識相違ない場合はその旨の追記をお願いします。		行うことの対象についてはご認識のとおりです。ただ、ご指摘の項は、保守業務の範囲に含まれるものであることから、「4.4.保守」へ記載を移しております。
33	8.1.1	以下の体制で入札予定であるが、入札資格はございますでしょうか(Excelシート「体制図」をご参照ください)。 ・本件の実行部署である「金融ソリューション事業本部」は「ISO/IEC27001(国際標準)及びJISQ27001(日本工業標準)」を保有していません。 ・本件実行に際しての情報セキュリティ管理は、「ISO/IEC27001(国際標準)及びJISQ27001(日本工業標準)」を保有する「ITサービス&エンジニアリング事業本部」が担います。		8.1.1(3)に記載しているとおり、ご提示いただいた部署が、該当する資格を有し、かつ、情報セキュリティマネジメントシステムに基づき、情報セキュリティ管理を行っている場合は、情報セキュリティ管理能力に関する要件を満たします。